

2026年度鳥取大学大学院連合農学研究科
持続可能な開発目標に貢献する乾燥地農学特別プログラム(博士後期課程)
編入学生(国費外国人留学生)募集要項

鳥取大学大学院連合農学研究科は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科、島根大学大学院自然科学研究科及び山口大学大学院創成科学研究科の農学系専攻の修士課程と附属施設を母体として編成され、各構成大学の研究科と密接な連携協力のもとに運営されている。

「持続可能な開発目標に貢献する乾燥地農学特別プログラム」は、鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科農学専攻(博士前期課程)から継続して乾燥地農学に関する研究を行う外国人留学生を受け入れるプログラムである。2026年度には特例的に、博士後期課程から受け入れる編入学生(国費外国人留学生)を下記により募集する。

鳥取大学大学院連合農学研究科のアドミッションポリシー

鳥取大学大学院連合農学研究科は、中国地方の鳥取大学、島根大学、山口大学の3大学から構成されており、平成元年に後期3年の博士課程として設立されました。

鳥取大学大学院連合農学研究科では、次のような人を広く受け入れます。

(1)生産環境科学専攻、生命資源科学専攻及び国際乾燥地科学専攻の各専攻分野で必要とされる博士前期課程相当の基礎知識と学力を有する人、(2)より高度で豊かな専門的知識・技術及び俯瞰的な広い視野の獲得、さらにそれらを応用した独創的な研究に取組むことを志す人、(3)社会的責任感に基づく高い倫理観を身につけ、科学技術の発展と地域や国際社会の要請に寄与することを志す人、及び(4)地域・国際社会が直面する問題に対処するための専門的かつ高度な課題発見・解決力及びコミュニケーション力を身につけ、専攻分野の研究を先導することを志す人。

連合農学研究科では、これらの人を受け入れるため、出願書類(研究計画書を含む)及び口頭試問により多角的かつ総合的な評価による選考を行います。

各専攻が求める人材像は以下のとおりです。

【生産環境科学専攻】農林業における生産・流通・消費、農林業の生産環境、及び森林・流域環境に関わる諸問題に关心があり、これらの諸問題解決に取組みたいという強い意欲のある人。

【生命資源科学専攻】動物、植物、菌類等が備える多様な生命機能に対して高い関心があり、その分子レベル及び遺伝子レベルでの解明と、資源としての幅広い利活用を視野に入れたバイオサイエンスに関わる先端的研究分野に挑戦したいという強い意欲のある人。

【国際乾燥地科学専攻】世界の乾燥地における環境や食糧等に関わる諸問題に关心があり、幅広い視野と専門的知識・技術を生かして国際的に活躍したいという強い意欲のある人。

I. 目的

持続可能な開発目標に貢献する乾燥地農学特別プログラムは、乾燥地の農業・環境保全から地域開発までの総合的な教育研究体制のもとで、持続可能な開発目標を踏まえた自国の発展に寄与する人材の養成を図る。

II. 専攻分野及び募集人員

- (1) 専攻分野:乾燥地の農業・環境保全から地域開発に関する研究分野で、鳥取大学大学院連合農学研究科の主指導有資格教員に研究指導が受けられるものであれば、何れの分野であってもよい。
- (2) 募集人員:大学推薦による国費外国人留学生(日本政府(文部科学省)奨学生) 1名
(注)国費外国人留学生については、応募者の中から候補者を選考し、文部科学省へ推薦する。

III. 出願資格及び条件

- (1) 国籍:日本国政府と国交のある国のあるものを有し、新たに海外から留学する者(日本国籍を持つ者は除く。)
- (2) 年齢:1991年4月2日以降に出生した者
- (3) 学歴:修士の学位を取得した者又は2026年9月までに取得見込みの者
- (4) 健康:心身ともに大学院における学業に支障がないこと。
- (5) 語学能力:研究指導等は主として英語で行うことから、以下のいずれかの条件を満たす者。
 - ① 英語におけるヨーロッパ言語共通参考枠(CEFR)のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
 - ② 日本の大学院博士課程(後期)への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- (6) 渡日時期:2026年10月1日から10月7日までに必ず渡日可能な者
- (7) 査証取得:渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。
- (8) 鳥取大学(構成大学を含む。)との大学間交流協定に基づいて大学から公式に推薦を受けた者、又は鳥取大学(構成大学を含む。)との交流実績のある大学の学長又は部科長相当以上の者から公式の推薦を受けた者であること。
- (9) テレビ会議システム等を用いて、対面式により、口頭試問委員による口頭試問を受けることができる者
- (10) その他:次に掲げる者については推薦しない。
 - ① 渡日時及び奨学生支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 受入大学の指定する期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に日本政府(文部科学省)奨学生留学生であった者(学籍発生後辞退者を含む)。
 - ④ 日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関含む。)から奨学生等を受給する者。
 - ⑤ 日本政府(文部科学省)奨学生制度による他の2026年度奨学生支給開始のプログラムと重複申請をしている者。
 - ⑥ 直近の2年間の学業成績が文部科学省の定める水準を満たさない者。
 - ⑦ 学位(修士)取得見込みで出願した者で、2026年9月までに取得できない者は、採用を取り消す。
 - ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時(受入大学における学籍発生時)までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動(インターンシップ、フィールドワーク等)や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 学位取得を目的としない者

IV. 出願手続

応募者は、下記の書類を 2026 年 1 月 5 日(月)から 1 月 20 日(火)の間に、希望主指導教員を通して鳥取大学農学部連大学務係に提出すること。

- (1) 2026 年度鳥取大学大学院連合農学研究科持続可能な開発目標に貢献する乾燥地農学特別プログラム(国費外国人留学生)入学願書(様式第 1 号) 正本 1 部
- (2) 履歴書(様式第 2 号) 正本 1 部
- (3) 日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書 正本 1 部(両面印刷)
- (4) 専攻分野及び研究計画(別紙) 正本 1 部
- (5) 健康診断書(最近 6 か月以内に受診したもの) 正本 1 部
- (6) 誓約書(所定の様式) 正本 1 部
- (7) 最終出身大学院の修了証明書及び学位記又は修了見込証明書 正本 1 部
- (8) 最終出身大学院の成績証明書(出身大学の発行したもの。英語以外のものは英文訳を添付) 正本 1 部
- (9) 最終出身大学院において最上位クラスに属することを証明する学業成績[例、GPA、ABC のクラス分け、具体的な順位(何人中第何位)等、最終出身大学における成績が明確に判る指標を明記したもの] 正本 1 部
- (10) 修士論文等
 - (A) 修士課程修了者
 - (a) 修士論文の写(論文がない場合は、これに代わるもの) 写し 1 部
 - (b) 修士論文の概要(様式第 5 号): A4 用紙に、英文により 1,200 語程度で記入。所定の表紙を使用 正本 1 部
 - (B) 修士課程修了見込みの者
 - (a) 研究経過報告書(A4 用紙に、英文により 5,000 語程度で記入(図表を含む)) 正本 1 部
 - (b) 研究経過報告書の概要((A)-(b)に準じて作成、所定の表紙(様式第 5 号)を使用) 正本 1 部
- (11) 研究計画書(様式第 6 号): 入学後の研究分野・研究内容について英文により作成すること 正本 1 部
- (12) 志願理由書(様式第 7 号): 本研究科を選択した動機、今後の目標や目的を英文により記載すること 正本 1 部
- (13) 自己評価(様式第 8 号): 連合農学研究科におけるアドミッションポリシーに対する自己評価を記述する。 正本 1 部
- (14) 本人の戸籍身分を証明する書類(例えば、パスポートや本国の戸籍謄本) 写し 1 部
- (15) 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状(鳥取大学学長宛のもの) 正本 1 部
- (16) 個人推薦書(申請者と個人的交流があり、さらに申請者の教育研究に対して保証できる指導教授又はそれに準ずる責任ある教員からの推薦書)(様式は A4 版で任意とする。) 正本 1 部

(17) 上記「III.(5)語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類(例:TOEFL、IELTS、JLPT 等の証明書)

(18) 日本政府(文部科学省)奨学生申請書の項目 14 に記載した著書、論文等 写し各 1 部

(19) 写真は最近 6 か月以内に撮影したもので、4.5cm×3.5cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データの貼付可。

(20) 検定料:30,000 円

検定料は 2026 年 1 月 5 日(月)から 1 月 20 日(火)までに期間に所定の方法により振り込みすること。振込方法については農学部連大学務係(Email: ag-rengaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp)へメールで照会すること。

なお、検定料は国費外国人留学生として採用された後、入学後に採用者へ返金される。

【注意事項】

- ① 申請書類は、すべて英語により出来るだけタイプを用いて作成すること。申請書類は連合農学研究科ホームページ(<http://rendai.muses.tottori-u.ac.jp/japanese/news/index.php?cat=3>)よりダウンロードが可能である。
- ② 上記申請書がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、付属書類が完全に揃っていない場合、又は提出期限が過ぎたものについては受理しない。
- ③ 応募者は、テレビ会議システム等を用いて、対面式により入学試験(口頭試問)を受けること。
- ④ 提出書類の返却はしない。
- ⑤ 応募者は、2026 年度鳥取大学大学院連合農学研究科持続可能な開発目標に貢献する乾燥地農学特別プログラム入学願書に希望する主指導教員名を記入すること。入学願書に主指導教員名の記入がない場合には受理しない。また、応募者は主指導教員予定者と密接な連絡をとり、研究計画(IV-(11))を作成すること。

V. 推薦のための選考

(1) 入学者選抜は、口頭試問、提出書類の評価等を総合して行う。

(2) 口頭試問日程:2026 年 2 月 2 日(月)~2026 年 2 月 10 日(火)

(3) 口頭試問は、インターネット等により、修士論文等の内容及び研究計画書を中心に 50 分程度(内容説明:30 分程度、質疑その他:20 分程度)実施する。なお、口頭試問は連合農学研究科代議委員会委員が行う。

(4) 文部科学省は、鳥取大学から推薦された候補者を審査のうえ外国人留学生としての採用を決定する。

(5) 結果は、文部科学省の決定に基づき、6 月上旬までに本人に通知する。

VI. 研究指導

(1) 研究指導等は主として英語で行う。

(2) 3 年間で博士(農学)の学位を取得すること。

(3) 在籍身分は正規の大学院生である。学生は構成大学の教員(主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人)により研究指導を受ける。学生は、主指導教員が専任として在籍する構成大学に配置され、研究指導を受けるが、他の構成大学の施設・設備を利用することができる。

VII. 奨学金等

(1) 奨学金支給期間:国費外国人留学生は、2026 年 10 月から 2029 年 9 月までの 3 年間
(2) 奨学金:月額 145,000 円(変更する場合がある)を支給する。
(3) 授業料等:入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
(4) 旅費

① 渡日旅費:

文部科学省は、渡日日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から鳥取大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄り国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

② 帰国旅費:

文部科学省は、原則として鳥取大学を修了し、奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、鳥取大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄り国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

(5) 外国人留学生向け保険制度

① 学生教育研究災害傷害保険制度:この保険は学生の正課中及び課外活動(キャンパス内)中における不慮の災害事故によって、身体に傷害を被った場合の補償制度であり、全員加入としている。保険料は、3 年間分で 2,600 円である。
② 留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総):この保険は、個人賠償や後遺障害、日常生活のケガの治療費、救援者費用、住居の家財が偶然の事故で損害を受けた場合等、学生生活を幅広くサポートする保険である。
(学研災と異なり、補償の時間帯や場所についての限定はない)
保険料(3 年間):33,370 円(D タイプの場合 ※金額はタイプにより異なる。)

(注)医療費補助制度:日本の医療制度の一つに、国民健康保険制度がある。この制度は医療費の一部を負担する。居住地の市役所で国民健康保険の加入手続きをすることにより医療費の自己負担額は、治療費の 30% となる。(例外有り)

VIII. その他留意事項

(1) 国費外国人留学生は次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止められる。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において、学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の査証を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格から他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金(日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等)の支給を受けたとき。
- ⑧ 当該大学院を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑨ 1年毎の各時点における学業成績係数が 2.30 又は大学が認める成績基準を下回ったとき。

(2) 留学生が休学又は長期に欠席した場合は、その期間中奨学金は原則として支給しない。

(3) 提出書類等の記載事項に虚偽の記入がある場合には、入学後でも入学許可を取り消すことがある。

(4) 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候、大学の状況についてあらかじめ研究しておくこと。
また、日常生活は日本語での生活になるため、基本的な日本語は学習しておくこと

【問い合わせ先】

〒680-8553 鳥取市湖山町南 4-101
鳥取大学大学院連合農学研究科(農学部連大学務係)
TEL:0857-31-5446 E-mail:ag-rengaku@adm.tottori-u.ac.jp

【構成大学の所在地】

鳥取大学

〒680-8553 鳥取市湖山町南 4-101 鳥取大学農学部
TEL:0857-31-5446

島根大学

〒690-8504 松江市西川津町 1060 島根大生物資源科学部
TEL:0852-32-6492

山口大学

〒753-8515 山口市吉田 1677-1 山口大学農学部
TEL:083-933-5800